

京都市告示第 1 3 5号

景観法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき指定した（令和 5 年 1 0 月 3 1 日付け京都市告示第 3 9 7 号、平成 2 4 年 3 月 8 日付け京都市告示第 4 2 9 号）以下に掲げる建造物の名称を変更しましたので、告示します。

令和 6 年 4 月 1 7 日

京都市長 松 井 孝 治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
旧山中邸	京都市西京区川島寺田町 1 1 番地、 1 2 番地、 1 2 番地 1
清壽（旧長谷川邸）	京都市中京区東木屋町通四条上る二丁目下樵木町 2 0 6 番 3

（都市計画局都市景観部景観政策課）